

山口市共同排水設備助成金交付要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は、排水設備の整備促進及び水洗便所の普及を図り、もって環境衛生の向上に資するため、下水道法(昭和33年法律第79号。以下「法」という。)第2条第8号に規定する処理区域内において、私道に排水設備を設置するものに対する助成金の交付に関し必要な事項を定めるものとする。

(用語の定義)

第2条 この要綱において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 条例 山口市下水道条例(平成17年山口市条例第208号)をいう。
- (2) 私道 道路法(昭和27年法律第180号)第3条に規定する道路以外の道路をいう。
- (3) 共同排水設備 公共下水道に下水を流入させるために必要な排水管、その他の排水施設(地下埋設物の撤去及び移設工事は除く。)のうち、私道に設けられるもので、所有者の異なる家屋(公道に面した家屋を除く。)2戸以上が共同して設置し、かつ、使用するものをいう。

(助成の対象)

第3条 処理区域内の私道に法第9条第2項において準用する同条第1項の公示の日から3年以内に共同排水設備を設置する者で、次の各号に該当の全部に該当し、かつ、山口市上下水道事業管理者(以下「管理者」という。)が適当と認めたものに対して予算の範囲内において助成を行う。ただし、官公署の所有に係るものについては助成しない。

- (1) 共同排水設備工事の施工が可能な道路であること。
- (2) 土地所有者が当該共同排水設備の設置に同意していること。
- (3) 共同排水設備を設置する者(特別の理由があると管理者が認めたものを除

く。)が速やかに水洗便所に改造するものであること。

- (4) 私道の一端が公道に面していること。
 - (5) 市税及び下水道事業受益者負担金、並びに下水道使用料を滞納していないこと。
- 2 共同排水設備の使用を新たに希望する者があるときは、既利用者は正当な理由がない限りこれを拒んではならない。
 - 3 第1項の規定にかかわらず管理者が公益上特に必要と認めたときは、予算の範囲内において助成することができる。

(助成金の額)

第4条 助成金の額は、延長15メートル以上の共同排水設備のうち15メートルを超える部分に要する費用の3分の2以内の額とし、50万円を限度とする。ただし、その金額に1,000円未満の端数があるときは、その端数を切り捨てるものとする。

(助成の申請)

第5条 助成を受けようとする者(以下「申請者」という。)は、代表者を選任し、その代表者を通じて共同排水設備の工事着工前に共同排水設備助成金交付申請書(別記第1号様式)に次の各号に掲げる書類を添えて管理者に申請しなければならない。

- (1) 助成を受けて当該工事をしようとする私道の位置図及び区画図
- (2) 土地所有者の当該工事に対する土地使用承諾書(別記第2号様式)
- (3) 申請者全員の維持管理の誓約書(別記第3号様式)
- (4) 代表者選任届及び委任状(別記第4号様式)
- (5) 滞納のないことの証明(申請者全員)
- (6) 分間図並びに土地登記簿
- (7) その他管理者が必要と認める書類

(助成の決定)

第6条 管理者は、前条の申請があったときは、これを審査の上、助成の適否を決定し、共同排水設備助成金交付予定通知書(別記第5号様式)により申請者の代表者に通知するものとする。この場合において、管理者は必要な条件を付すことができる。

(工事完了届)

第7条 助成の決定を受けたものは、当該工事の完了後5日以内に共同排水設備助成工事完了届(別記第6号様式)を管理者に提出しなければならない。

(助成金額の決定)

第8条 管理者は、前条の規定による共同排水設備工事完了届の提出を受け検査を終了したときは、助成の金額を決定し、共同排水設備助成金交付確定通知書(別記第7号様式)により申請者の代表者に通知するものとする。

(助成金の交付)

第9条 助成金は、前条の規定による通知を受けた後、申請者の代表者の請求により交付するものとする。

(助成決定の取消)

第10条 助成の決定を受けたものが次の各号の一に該当する場合は、管理者は、第6条の規定による助成の決定を取り消し、又は既に交付した助成金の全部若しくは一部を返還させることができる。

- (1) 助成決定の内容若しくはこれに付した条件又は法令、条例若しくはこの要綱に違反したとき。
- (2) 助成金を他の用途に使用したとき。
- (3) 虚偽その他不正の手段により助成の決定を受けたとき。
- (4) その他管理者が助成を不相当と認めたとき。

(その他)

第11条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は、管理者が別に定める。

附 則

(施行期日)

- 1 この要綱は、平成17年10月1日から施行する。

(経過措置)

- 2 この要綱の施行日前までに、合併前の山口市共同排水設備助成金交付要綱の規定によりなされた処分、手続きその他の行為は、この要綱の相当規定によりなされたものとみなす。

附 則

この要綱は、平成21年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成25年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成31年4月30日から施行する。

附 則

この要綱は、令和3年2月15日から施行する。

共同排水設備助成金交付申請書

年 月 日						
山口市上下水道事業管理者 様						
代表申請者 住所 氏名 (※) 電話 (※)本人が手書きしない場合は、 記名押印 してください。						
共同排水設備助成金の交付を受けたいので、次のとおり申請します。						
工事費の額	円					
設備場所	山口市					
工事期間	年 月 日から 年 月 日まで					
施工業者						
排水戸数	戸	排水人口	人			
私道幅員	m	私道延長	m			
添付書類	誓約書、代表者選任届及び委任状、土地使用承諾書、位置図および区画図、分間図、登記簿、平面図、縦断図、構造図、共同排水設備助成金交付調書(見積)、滞納のないことの証明、その他					
決 裁	課長	主幹	副主幹	担当	審査	年 月 日 適 ・ 否
					助成予定(確認)号	第 号
					決 裁	年 月 日
助成対象額	円			調 査 事 項	納入状況 市税等 (完納・未納)	
助成額	円				下水道事業受益者負担金(完納・未納)	
					下水道使用料 (完納・未納)	
					処理区域となった日 年 月 日)	

土地使用承諾書

年 月 日

山口市上下水道事業管理者 様

私の所有する私道敷に共同排水設備を設置することについて、下記のことを
確約し、私道敷の使用を承諾します。

対象地住所 : 山口市

地 権 者 住 所	地 権 者 氏 名(※)

(※)本人が手書きしない場合は、**記名押印**してください。

記

1. 当該所有地(私道)は、現在及び将来とも私権を行使することなく私道として現況を変更いたしません。
2. 新たに共同排水設備に接続するための工事の申出があったときは、これを拒否いたしません。
3. 所有権等を他の者に譲渡しようとするときは、この承諾内容を承継させ利用者に対し迷惑がかからないようにいたします。

誓 約 書

年 月 日

山口市上下水道事業管理者 様

私達は、共同排水設備助成金の交付を受け共同排水設備を設置するに当たり、次の事項を確実に守ることを連署の上誓約いたします。

1. 全員が排水設備の改造及び汲み取り便所の水洗化工事を速やかに行います。
2. 新たに共同排水設備に接続するための申し出があったときはこれを拒否しません。
3. 完成後の維持管理については、利用者において責任をもって施行いたします。

申 請 者 住 所	申 請 者 氏 名(※)

(※)本人が手書きしない場合は、記名押印してください。

代表者選任届及び委任状

年 月 日

山口市上下水道事業管理者 様

私達は、共同排水設備助成金の交付に関する事務手続、助成金請求受領の一切及び共同排水設備工事の施工に関することについて、次の者を代表として選任します。

選任代表者 住所

氏名

(※)

委 任 者 住 所	委 任 者 氏 名(※)

(※)本人が手書きしない場合は、記名押印してください。

共同排水設備助成金交付予定通知書

指令 第 号

年 月 日

代表申請者

山口市

山口市上下水道事業管理者

印

年 月 日付けで申請のありました共同排水設備助成金について、下記のとおり予定したので通知します。

記

1 助成予定金額 円

2 助成予定(確認)番号 第 号

3 交付条件

- ・助成金を目的以外に使用しないこと。
- ・共同排水設備工事完了後は速やかに公共下水道に接続すること。

共同排水設備助成金交付確定通知書

指令 第 号
年 月 日

代表申請者

山口市

山口市上下水道事業管理者

印

年 月 日付けで申請がありました共同排水設備工事費の助成金については、下記のとおり確定したので通知します。

記

設置場所(地番)	
山口市	
工事費	円
助成金額	円
※ 助成決定の内容若しくはこれに付した条件又は法令、条例若しくは要綱に違反があった場合には、山口市共同排水設備助成金交付要綱第6条の規定による助成の決定を取り消し、又、既に交付した助成金の全部若しくは一部を返還させる場合があります。	
交付条件 ・助成金を目的以外に使用しないこと。 ・共同排水設備工事完了後は、速やかに公共下水道に接続すること。	

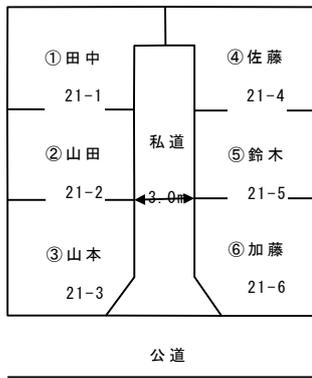
位置図および区画図

位置図



区画図

記入例



※私道として使用されている区域を赤線で囲むこと。

共同排水設備の図面の書き方および写真の撮り方 (助成金交付申請用)

1 図面の書き方

- 1) 基本的な書き方は「別紙参考図」参照のこと
- 2) 接続対象の建築物の計画を考慮して、共同排水設備の計画高を検討すること。
- 3) 基本的な考え方は、山口市下水道排水設備技術指針に準ずること。
- 4) 計画変更の際は、再度、申請手続きを行うこと。
- 5) 仮設に矢板を使用する場合は別途、仮設計画図を添付のこと。
- 6) その他、計画時に疑義が生じた場合は、山口市上下水道局と協議すること。

2 写真の撮り方(対象区間のみでよい)

- 1) 工事の一連が分かるように撮影すること。(逆光や影に注意して、明確に分かるよう撮影のこと)
- 2) 撮影時には黒板に撮影内容を記載し、使用材料、布設状況等をもれなく撮影すること。
場合によっては交通誘導員も配置箇所ごとに撮影すること。(なお、その際は、事前に協議し、保安図等提出のこと)
- 3) 撮影の内容は以下のとおりである。
 - a) 着工前状況(ますの位置にマーキングし、ポールを立ててテープを張り、起点側および終点側より撮影する。その際、ます間距離が分かるようにしておくこと。)
 - b) 舗装切断状況
 - c) 管路布設状況(管頂にスタッフを当てて、起点および、ます付近を撮影。)
 - d) ます設置状況
コンクリートます：管路との接合、底板の設置から各ブロック積み上げ時および蓋の設置までを撮影
塩ビます：管路との接合、ます本体設置から立管、密閉蓋および防護ハットの設置までを撮影
 - e) 転圧状況(転圧層ごとにスタッフを当てて、各区間の平均断面を撮影。)
 - f) 路盤設置状況(現況に路盤材がある場合。)

g) 舗装状況および完成状況

h) 完成状況(ますの位置に、ポールを立ててテープを張り、起点側および
終点側より撮影する。その際、ます間距離が分かるようにしておくこ
と。)

※仮設に矢板工を使用する場合は、矢板の設置状況も撮影すること。